



## 市の計画等に対する『市民の皆さんからのご意見(パブリックコメント)』を募集します

市では、公正で開かれた市政の推進や市民参加によるまちづくりを目的として、市の基本的な政策等を策定する際、その計画等を公表し、市民の皆さんからのご意見を募集しています。提出されたご意見については、計画等の決定にあたって参考とさせていただくとともに、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表していきます。

### 次の条例(骨子)および計画(案)へのご意見を募集します

#### ①福生市暴力団排除条例(骨子)

暴力団排除活動を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展に寄与するため、福生市暴力団排除条例の制定を計画しています。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551-1691

#### ②福生市一般廃棄物処理基本計画(案)

一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示す一般廃棄物処理基本計画の改訂を行ないます。

問合せ環境課ごみ対策係 ☎ 551-1731

#### ③福生市介護保険事業計画[第5期](案)および福生市障害福祉計画[第3期](案)

高齢者・障害者生活実態調査結果と答申の内容を踏まえ、介護保険事業の基本的な方向性および障害福祉サービス等を確保するための方策を策定するものです。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551-1735

#### ④(仮称)福生市墓地等の経営の許可等に関する条例(骨子)

墓地等の経営の適正化や周辺環境との調和を図

るため、経営許可等に関する条例を制定しようとするものです。

問合せまちづくり計画課計画グループ ☎ 551-1952

#### ⑤福生市都市計画マスターplan(案)

土地利用の方針や都市施設の整備方針を明らかにし、今後の都市計画の基本となる福生市都市計画マスターplanの改訂を行ないます。

問合せまちづくり計画課計画グループ ☎ 551-1952

#### 条例(骨子)・計画(案)の閲覧および意見募集期間

1月6日(金)から23日(月)まで(郵送は当日消印有効)

#### 閲覧場所

市役所(1階情報スペース、各担当の窓口)、福祉センター、各図書館、各公民館、各体育館、輝き市民サポートセンター、福東会館に設置します。

※市役所の閉庁時間、各施設の休館日は閲覧ができません。また、条例(骨子)及び計画(案)は市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)の「パブリックコメント」にも掲載します。

#### 意見の提出方法

題名・住所・氏名を明記のうえ、直接持参・郵送・ファックスいずれかの方法で次の提出先へ提出するか、市ホームページの「パブリックコメント」からメールで送信してください。

※直接持参・郵送・ファックスで提出の場合、書式は自由ですが題名・住所・氏名を必ず記入してください。

#### 意見の提出先

##### ①福生市暴力団排除条例(骨子)へのご意見

る機器であること(平成22年度以前に設置したもの及び設置が済んでいないものは、助成対象となりません。)

◆市以外の他団体(国や東京都など)の助成制度と併せて利用することができます。※エコヴィルとエネファームについては、東京都の助成制度との併用はできませんのでご注意ください。

**申請方法** 1月23日(月)～27日(金)の間に、申請書に必要書類を添えて、環境課環境係(市役所1階11番)へ申請者本人または同世帯のご家族が直接お持ちください。それ以外の方の申請や郵送、メール等での申請は受け付けませんので、ご注意ください。

※申請書は、抽選当選通知とともに郵送します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【おことわり】予算の範囲内での助成となりますので、助成決定額が予算限度額に達した時点で締め切ります。(第2期予算額400万5千円)

助成決定後にご協力いただくこと助成金を受ける方は、次の事項にご協力いただきます。

○助成対象設備の設置前及び設置後の1年間の電気、ガス及び水道の使用量の報告

○助成対象設備の設置に関するアンケート調査に対する回答

【直接持参】市役所第一棟2階安全安心まちづくり課地域安全係

【郵送】〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所安全安心まちづくり課地域安全係

【ファックス】FAX 553-3339

#### ②福生市一般廃棄物処理基本計画(案)へのご意見

【直接持参】市役所1階環境課ごみ対策係

【郵送】〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所環境課ごみ対策係

【ファックス】FAX 552-9433

#### ③福生市介護保険事業計画[第5期](案)および福生市障害福祉計画[第3期](案)へのご意見

【直接持参】市役所1階社会福祉課庶務・福祉計画担当

【郵送】〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所社会福祉課庶務・福祉計画担当

【ファックス】FAX 552-5150

#### ④(仮称)福生市墓地等の経営の許可等に関する条例(骨子)へのご意見

【直接持参】市役所第一棟3階まちづくり計画課計画グループ

【郵送】〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所まちづくり計画課計画グループ

【ファックス】FAX 551-0530

※いただいたご意見は、各条例制定及び各計画の策定に向けた検討の参考とし、ご意見及びそれに対する考え方を、市ホームページ等で公表しています(いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください)。

○電気、ガス及び水道の使用量の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた取組みなど

※申請時には、これらの報告等は必要ありません。

## ■平成23年度最終抽選(第2期)の申込み期限まであとわずかです!

申込みのお忘れのないよう、お気をつけください。

**第2期抽選の申込み** 1月11日(火)までに往復はがきでお申し込みください。(当日消印有効)

**公開抽選日時・場所** 1月18日(火)午後1時30分から商工会館301会議室で実施します。参加可能な方は立ち会いをお願いします(強制ではありません)。

ご注意抽選で決めるのは、申請できる権利(順番)です。交付決定の権利ではない点を十分ご理解ください。抽選結果により予算額の範囲内となった順番の方のみ申請可能となります(抽選で予算額に到達した以降の番号の方は補欠となります)。

問合せ環境課環境係 ☎ 551-1718

#### ●抽選申込みの往復はがき記入例

往 信	<input type="text"/> ○○○ ○○○ 〒197-8501 福生市本町5番地 福生市役所 生活環境部環境課 行	申請者 ○○○ ○○○ 住所 福生市△△△△△ 電話番号 042-000-0000 対象設備 ▽▽▽▽▽▽▽▽ 申請予定金額 □□, □□□円 システム出力数 △△△△ k w <small>※システム出力数は太陽光発電システムの場合のみ</small>
--------	---	---

返 信	<input type="text"/> ○○○ ○○○ 福生市△△△△△ (申請者の住所・氏名)	何も記入しない
--------	---	---------

## 住宅用省エネルギー・新エネルギー設備助成金交付制度

市では、地球温暖化対策の一環として、市民の皆さんが住宅用省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します(抽選で申請できる方を決定します)。

申請できる方次の条件をすべて満たす方

- ①抽選で当選されていること
- ②市内に住所を有していること
- ③市税の滞納がないこと

④自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方、または自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を市内において新たに購入した方で、設備費用の支払いまたはローン契約が完了していること

⑤今までにこの助成を受けていない方(同一住宅に対して1回限り)

対象設備と助成額 下表の対象設備のうち、いずれか1点について助成します。

◆平成23年4月1日から申請日までの間に設置され、設備費用の支払いまたはローン契約が完了してい

#### ●助成の対象となる機器と助成金額

助成対象設備	助成金の上限額
太陽光発電システム	15万円(最大出力1kW当たり5万円とし、最大3kWまで。ただし、1kW以上の出力を有するものに限る。)
太陽熱利用システム	①自然循環式ソーラーシステムについては、1万5千円(1m²当たり5千円とし、最大3m²まで) ②強制循環式ソーラーシステムについては、3万円(1m²当たり1万円とし、最大3m²まで)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	1設備当たり2万円
ガス発電給湯器(エコヴィル)	1設備当たり17万5千円
燃料電池(エネファーム)	1設備当たり40万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1設備当たり5万円
ペレットストーブ	1設備当たり10万円または設置費用の3分の1に相当する額のいずれか低い額

※設備の要件(規格)など詳細は、市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)をご覧いただき、環境課環境係 ☎ 551-1718までお問い合わせください。